

## 第10章 整備

### 第1節 整備の基本方針

常盤橋門跡の整備事業は、各地区ともに保存のための整備と活用のための整備の2つの目的分けされた軸をもって進める。保存のための整備は、主として本質的価値及び準ずる価値を構成する要素を保護し、将来、必要になることが想定される修理に繋げることを目的とする。一方、活用のための整備は、必ずしも現存する要素にとらわれない整備で、調査研究の成果の裏付けを得ながら歴史を学ぶ空間と居心地の良いパブリックスペースの両立を図ることを目的とする。

また、整備の基本姿勢として、江戸から東京という都市の成り立ちと発展を体感できるような整備を目指す。そのため、本質的価値及び準ずる価値を構成する要素については、その価値を尊重し、原則として現状を変更しないものとする（ただし、調査、修理及び顕在化のための措置は除く）。その他の要素については、史跡の本質的価値の形成を阻害する場合には除却を検討するが、除却が難しい場合や史跡を含む公園の利活用のために存置が望ましいと考えられる場合には、史跡と融和するデザインを施すことで共存を図る。新たに要素を付け加える場合には、原則として上記の保存または活用を目的とした整備の中での位置づけを必要とする。

### 第2節 整備委員会の役割

常盤橋門跡に関する整備事業は、周辺の開発などの背景から、長期間にわたって実施していく必要があり、千代田区は、本計画の本旨を踏まえて整備を進めるものとする。また、整備事業を実施する際は、有識者による整備委員会を設置し、設計・実施等に関わる個別具体的問題について指導・助言を仰ぐものとする。

喫緊の課題として、史跡の周辺で予定されている常盤橋プロジェクトや首都高速道路地下化事業に際し、それらの進捗状況を踏まえ、「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備委員会」（以下、整備委員会）を設置するとともに、同整備委員会において「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画」（以下、整備計画）を策定する。

### 第3節 整備の方法

#### 1 ゾーニング

##### （1）保存管理地区区分と整備ゾーニング

整備のゾーニングにあたっては、令和9年（2027）に事業完了予定の常盤橋プロジェクトを念頭に、常盤橋プロジェクトにおける公園整備地区を対象範囲としてゾーニングを行った。第8章保存管理の保存管理地区区分で示した地区のなかで、常盤橋プロジェクト公園整備地区外であり、実際に整備を行うことが出来ない地区については整備ゾーニングから除外するが、保存管理方針については十分な配慮を行うことを前提とする。

保存管理地区区分と常盤橋プロジェクト公園整備地区の関係は【図10-1】の通りである。柘形地区-2、追加指定検討地区は整備ゾーニング設定地外となる。

##### （2）整備ゾーニングの設定

地区の空間特性と活用方針を踏まえて図10-2のようなゾーニングを行った。

#### ■柘形ゾーン

常盤橋門跡の柘形遺構が存在し、柘形遺構の保存と顕在化について検討を行うゾーン。

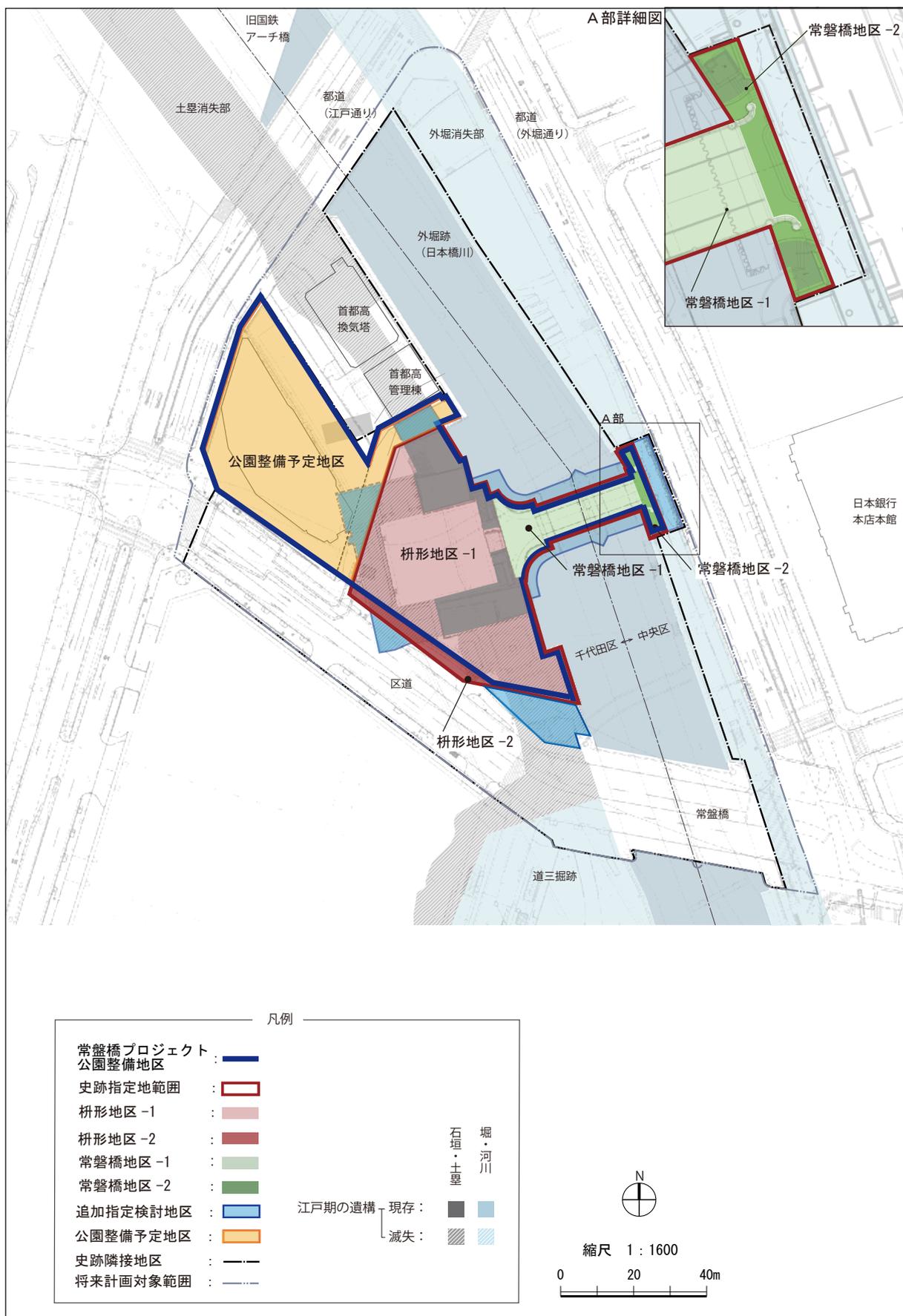


図10-1 保存管理地区区分と常盤橋プロジェクト公園整備地区の関係

### ■常磐橋ゾーン

明治10年架橋の常磐橋が存在し、常磐橋の保存と活用のための整備について検討を行うゾーン。

### ■渋沢像周辺ゾーン

震災復興橋常盤橋架橋の際に設置された橋詰広場に、渋沢栄一像や昭和8年公園整備で設置されたパーゴラが存在し、これら近代の遺産の保存と都道に面して開けた広場としての整備活用を検討するゾーン

### ■公園整備予定ゾーン

史跡の指定地外に位置し史跡と一体的に公園整備が計画されているゾーン。史跡との調和や指定地内では設置が制限される利便施設の整備について検討するゾーン。

## 2 各ゾーンの整備方針

### (1) 枅形ゾーン

本ゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である枅形石垣等の保存と顕在化を第一として整備を進める。準ずる価値を構成する要素については、次いで優先するものとして保存と顕在化の措置を行う。

#### 1) 保存のための整備

- ・ 南側石垣の南面側（F面）の法面削平部分の修復
  - ・ 地下遺構に対する保存盛土
  - ・ 将来的な石垣修理工事の実施
- ※修理の対象には枅形石垣のほか、雁木、護岸石垣を含む。

※枅形石垣の修理に際しては、構造的な弱点となっている石垣の基礎と内部の構造の改善に留意する。

#### 2) 活用のための整備

- ・ 枅形石垣を顕在化するための照明工事
- ・ 土系舗装による路面の再舗装
- ・ 見学視点場の整備（北側石垣北部の護岸付近、西側石垣表示部付近）
- ・ 常盤橋門の再現についての検討（コンテンツ／具体的整備の両面）

### (2) 常磐橋ゾーン

本ゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である常磐橋及びその関連遺構の保存と顕在化を目的として整備を進める。準ずる価値を構成する要素については、現状で可能な整備が完了しているため、引き続き保存管理と活用に努めながら将来必要が生じた場合に整備を検討することとする。

#### 1) 保存のための整備

- ・ 将来的な橋梁の長寿命化または修理工事の実施
- ※修理に際しては、常磐橋の下部構造に内包される近世・近代の遺構に充分配慮するものとする。

#### 2) 活用のための整備

- ・ 見学視点場の整備（左岸橋台周辺部親水テラス）
- ・ 常盤橋門木橋の再現についての検討（コンテンツ）

### (3) 渋沢像周辺ゾーン

#### 1) 保存のための整備

- ・パーゴラの修復
- ・東京市常盤橋公園入口門石の再設置または展示
- ・史跡銘板の再設置

## 2) 活用のための整備

- ・史跡との調和を意図した渋沢栄一像の照明工事
- ・震災復興橋梁・常盤橋の橋詰広場の復旧・再整備
- ・史跡にふさわしい植栽整備

## (4) 公園整備予定ゾーン

本地区は史跡の指定範囲外に位置するため、公園設備との共存をはかりながら、主として史跡の活用に関わる整備を行う。また、公園施設においても史跡との調和を意図した整備が行われるよう働きかけるものとする。

### 1) 活用のための整備

- ・出土遺物、旧材の保管場所の整備  
※可能な限り屋内での保管・展示を検討する。

### 2) 公園施設を整備する場合の留意事項

- ・工作物の色調・デザインの検討
- ・美観の向上と公園の利活用促進に資する設備の設置
- ・立入りエリアの管理・検討
- ・多方面から史跡が見える空間デザイン



写真 枅形ゾーン：南側石垣（F面）法面削平部



写真 枅形ゾーン：北側石垣北部護岸付近視点場の現況



写真 常盤橋ゾーン：左岸橋台周辺部親水テラス



写真 渋沢像周辺ゾーン：パーゴラの現況

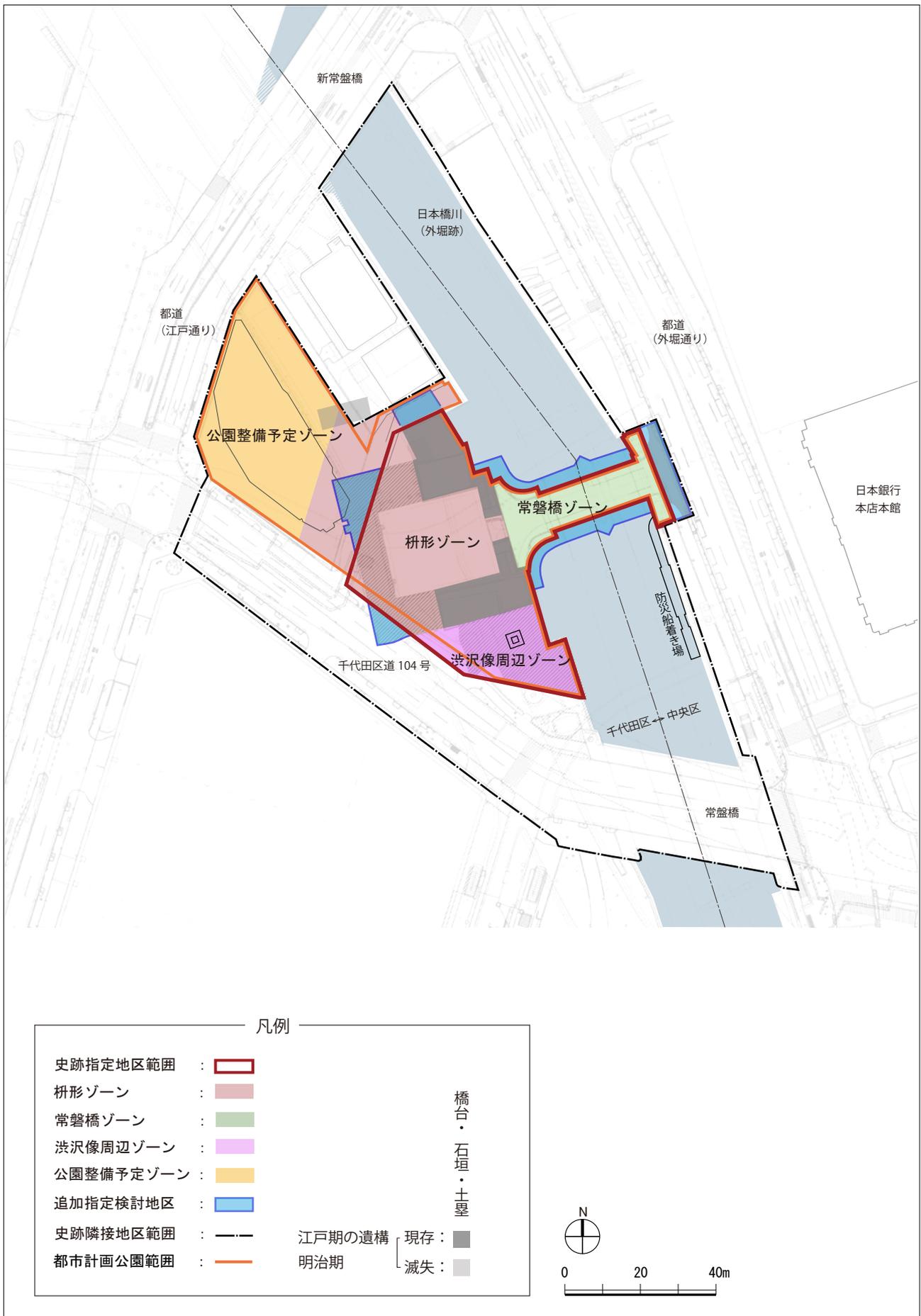


図10-2 整備ゾーニング図

### 第4節 整備の手順

前節に示した整備の各種項目は【表10-1】の手順で、順次を実施するものとする。表中に示す通り、原則として、現状の遺構の保存を目的とした整備を優先する。ただし、協議調整の結果、優先順位が下位のものの実施が可能となった場合には、その実施を妨げるものではない。

表10-1 整備事業の一覧 優先順

優先度	地区	目的	項目	目標
早急に実施	枅形	保存	東京市常盤橋公園入口門石の再設置または展示	常盤橋修理工事前の公園としての環境復旧
	枅形	保存	史跡銘板の再設置	
	枅形	保存	地下遺構に対する保存盛土	
	枅形	活用	枅形門石垣を顕在化するための照明工事	
	枅形	活用	土系舗装による路面の再舗装	
	枅形	活用	見学視点場の整備（西側石垣表示部付近）	
	枅形	活用	史跡との調和を意図した渋沢栄一像の照明工事	
本計画期間内で実施	公園整備	保存	旧材・遺物の保管場所の整備	本質的価値の顕在化とパブリックスペースとしての機能の充実化
	枅形	活用	見学視点場の整備（北側石垣北部の護岸付近）	
	枅形	活用	ARなど常盤橋門の総合的な展示解説	
	枅形	活用	震災復興橋梁・常盤橋の橋詰広場の再整備	
	枅形	活用	史跡の空間にふさわしい植栽整備	
	常盤橋	活用	見学視点場の整備（左岸橋台周辺部親水テラス）	
	公園整備	活用	見学拠点となる展示施設の整備	
継続検討	枅形	保存	南側石垣の南面側（F面）の法面削平部分の修復	本格的な保存・再現方針の検討と整備
	枅形	保存	将来的な石垣修理工事の実施	
	常盤橋	保存	将来的な橋梁の長寿命化または修理工事の実施	
	枅形	活用	常盤橋門の再現についての検討	

常盤橋プロジェクト公園整備事業完了までに実施  
 高速道路地下化事業完了後

※ 常盤橋プロジェクト公園整備事業完了予定 令和9年度(2027)  
 首都高地下化事業完了予定 令和17年度(2035)